

無線設備評価手続 申込書

【申込書に記載された内容は、成績書に反映されますのでご注意ください。】

受付番号：
受付年月日： 年 月 日

一般財団法人 電気安全環境研究所 理事長 殿

申込者 郵便番号
住所（本社）
法人名
役職, 代表者名
担当部署
責任者名

【下記の依頼品について、依頼試験規程及び本依頼書別紙記載事項に同意して試験を依頼します】

記

- 1. 依頼品名【電波法に基づくご依頼の場合は商品名をご記載ください】
2. 依頼品の型【型番、機種名、カタログ番号等】
3. 依頼品の定格【周波数、変調方式、出力、電源電圧、電源消費電力等の機器の概要をご記入ください】
4. 試験規格（試験項目を含む）【電波法の場合、種別及び技術基準適合証明か工事設計認証の選択を記載ください。】
5. 成績書（データ）【海外認証時に使用（電波法では使用しません） 詳細版は数値データとなります】
6. 試験品分解等の確認
7. 担当者
8. その他【請求書の宛名の変更等、ご要望、ご連絡事項があれば別紙を貼付願います。】

別紙記載事項

受付番号：
受付年月日： 年 月 日

1. この依頼試験の担当者は、依頼試験に関する全業務について責任を負います。申込みの担当者を変更したときは、その旨直ちに当所に文書で連絡します。
2. 依頼品等及び改善品の受け渡しは、下記の事業所とします。なお、これに関する輸送についての責任は申込者とします。

一般財団法人 電気安全環境研究所

東京事業所 東京都渋谷区代々木 5-14-12 (〒151-8545)

3. 申込者は、試験等の費用を、予納金として概算試験手数料を前納します。
4. 依頼品等に損傷又は欠如があつて、当所が依頼者にこの旨を通知したときは、申込者はすみやかに対策を講じます。
5. 当所は、試験の結果、試験規格に適合しなかったときは、不適合箇所について申込者に通知します。
その際試験費用が予納金で不足の場合は、申込者は追加額を支払います。
6. 当所は、試験中に依頼品に欠陥が判明し、試験を実施しても試験規格に適合する見込みがないと認められたときは、
①不適合の通知をすること又は、②改善通知にその旨を記載して申込者に試験依頼を取り下げようように勧告します。
7. 当所は、依頼品等を試験終了の状態で返還します。この場合試験によって生ずる解体及び損傷については、当所はその責任を負いません。
8. 申込者は、試験済品等の処理について次のいずれかにチェック「■」を付してください。

着払いにて返送

住 所	〒
会 社 名	
担 当 者	
電 話 番 号	

引取る

廃棄する（製品により廃棄料金が発生する場合があります、その際は廃棄料金を依頼者が負担します。）

なお、引取りの場合は、成績書等発行の日から 60 日以内に引き取ります。引取期限内に引き取らないときは、当所で廃棄処分をしても異存はないものとします。この場合において、試験済品等の引取り、廃棄に係わる費用は、申込者の負担とします。

9. この依頼試験業務について申込者の代行者を設定するときは、申込者は委任状を提出しこの代行者に全権限を与え、かつ、全責任を負わせます。
10. 本申込を「認証」のために使用する場合には、認証に関する要求事項を遵守し、かつ、認証される製品の評価に必要なすべての情報を提供します。
11. 申込の範囲において、外部測定が必要な場合は外部の機関を使用することがあります。
12. 上記すべての項目について、御確認いただけましたら下記にチェック「■」を付してください。

承諾します（ご承諾いただきませんと試験着手できません。）